

静岡県が設立する公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年8月22日

静岡県知事 鈴木 康 友

静岡県規則第63号

静岡県が設立する公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則
静岡県が設立する公立大学法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則（平成19年静岡県規則第14号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<u>（年度計画の記載事項等）</u> 第5条 年度計画（法第27条第1項の年度計画をいう。以下同じ。）には、認可中期計画（同項の認可中期計画をいう。）に定めた事項に関し、当該事業年度において実施すべき事項を記載しなければならない。 2 法人は、年度計画を変更したときは、変更の内容及びその理由を記載した届出書を知事に提出しなければならない。 （業務実績等報告書） 第6条 法第78条の2第2項の報告書には、当該報告書が次の各号に掲げる報告書のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める項目ごとに自ら評価を行った結果を記載しなければならない。 (1) 事業年度における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書 当該事業年度に係る年度計画に定めた項目 (2) 中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書並びに中期目標の期間における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書 中期計画に定めた項目	第5条 削除 （業務実績等報告書） 第6条 法第78条の2第2項の報告書には、中期計画に定めた項目ごとに自ら評価を行った結果を記載しなければならない。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。